

# 令和2年度魅力ある夜間景観づくりに向けた指針（案）作成等実施業務委託仕様書

## 1 総則

### (1) 適用

本仕様書は、令和2年度魅力ある夜間景観づくりに向けた指針（案）作成等実施業務（以下「本業務」という。）に適用する。

### (2) 本業務の目的

京都らしい魅力ある夜間景観の創出を図るため、「平成30年度魅力ある夜間景観づくりに向けた調査業務」（以下「平成30年度調査」という。）において、市内の夜間景観の現状調査を実施した。また、「令和元年度魅力ある夜間景観づくりに向けた社会実験等実施業務」（以下「令和元年度社会実験」という。）において、平成30年度調査を踏まえてそれぞれ地域特性の異なる5箇所を選定し、更なる魅力向上や夜間景観づくりの課題等を検討するため、仮設の照明装置の設置等による社会実験を実施した。また、令和元年12月には「魅力ある夜間景観づくり」をテーマに「京都市景観市民会議」（以下「令和元年度市民会議」という。）を開催し、多くの市民公募委員の方々に参加いただき、専門家とともに議論を深め、多くの貴重な御意見をいただいた。

本業務では、平成30年度調査や令和元年度社会実験の成果及び令和元年度市民会議の議論等を踏まえたうえで、京都ならではの魅力的な夜間景観について検討し、市民、事業者、行政が理念を共有し、地域特性に応じた方法で夜間景観づくりを推進していくための指針（案）を作成する。

### (3) 本業務の期間

今回の契約に係る業務の履行期間は、委託契約日の翌日から令和3年3月31日（水）までとする。

ただし、指針の素案を令和2年11月初旬頃までに策定し提出すること。

### (4) 本業務の対象地域

京都市内

## 2 業務の内容

### (1) 指針（案）の作成

京都ならではの魅力的な夜間景観に関する理念を、市民、事業者、行政が共有し、地域特性に応じた方法で夜間景観づくりを推進していくための指針（案）を作成する。

指針（案）の内容は下記のア～エのとおりとする。ただし、最終的な構成等は本市と協議のうえ決定すること。なお、作成にあたっては、一般の市民や事業者にとってわかりやすいデザインや構成とすること。

#### ア 理念編

- ・ 京都ならではの夜間景観づくりを進めていくための基礎となる理念を示すこと。
- ・ 平成30年度調査、令和元年度社会実験及び令和元年度市民会議等を踏まえ、本市と協議のうえ作成すること。

#### イ 技術編

- ・ 京都ならではの夜間景観づくりを進めていくための光環境の基礎知識、照明手法の基礎知識について、イメージ図等を用いて分かりやすく説明すること。
- ・ 京都市内外における夜間景観や照明手法についての事例調査を行い、写真やイメージ図等を用いて紹介すること。

#### ウ ビジョン編

- ・ 平成30年度調査、令和元年度社会実験等を基に地域の特性に応じた分類（京町家が建ち並ぶ地域、ランドマークとなる近代建築のある地域、河川等の水辺沿いの地域等）を行い、写真やイメージ図等を用いて整理すること。
- ・ ア、イの内容を踏まえ、それぞれの地域特性に応じた、具体的な空間像を含むビジョンを作成し、イメージ図等を用いて示すこと。

#### エ まちづくり編

- ・ 京都市内外における地域主体又は官民協働の夜間景観づくりの実施事例についての調査を行い整理すること。
- ・ 上記の調査を基に、夜間景観づくりを進めるためのプロセスや、活用できる制度等を紹介すること。

### (2) 専門家への意見聴取

(1)の検討にあたり、専門家（3名程度）への意見聴取を行い、必要に応じて指針（案）に反映すること。専門家の選定や聴取の内容については本市と協議のうえ決定すること。受託者は聴取にあたっての資料や聴取した内容の報告書を作成すること。

なお、専門家への謝礼金は本市が負担する。

### (3) 庁内調整用の説明資料の作成

指針（案）について、関係部局等への説明資料を作成する。（印刷費は本市が負担する。）

### 3 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。納品は、本業務の期間内に行うこととする。また、記録媒体の納品に当たっては、記録媒体の収納ケース等に記録されているデータの名称等を明記し、データの損傷、記録媒体の破損等がないよう留意すること。

(1) 業務報告書	10部
(2) 業務報告書（資料編）	5部
(3) 指針（案）（A4冊子）	20部
(4) 本業務で取得又は作成した資料	1式
(5) (1)～(4)に係るデジタルデータ	1式

※デジタルデータの形式については、京都市の指示によることとする。

### 4 業務体制

受託者は、特別の理由があると認めた場合を除き、令和2年度魅力ある夜間景観づくりに向けた指針（案）作成等実施業務に関する提案書により提案した業務体制により当該業務を履行しなければならない。

### 5 留意事項

- ・ 業務の内容について機密を守り、本市の許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。（業務完了後も含む。）
- ・ 業務上受託者の不注意や不備により生じたすべての費用は、受託者の負担とする。
- ・ 受託者は、業務実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行わなければならない。
- ・ 受託者は、本件業務実施中に生じた諸事故に関して一切の責任を負い、本市に発生原因・経過・被害状況等を速やかに報告し、本市監督員の指示に従うものとする。本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担しなければならない。
- ・ この仕様書の定めのない事項並びにこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、受託者は速やかに本市と協議を行うものとする。
- ・ 各資料の作成状況等については、随時打合せを行うものとする。
- ・ 業務について協議を行った場合は速やかに会議の記録を作成し、その都度、提出するものとする。
- ・ 受注者が引き渡した成果品に関する権利は一切、京都市に帰属すること。

### 6 その他

受託者は、業務完了後、成果品に不備があった場合、本市の指示により受託者の負担において直ちに再調査等を行い、その誤りを訂正するものとする。

## 7 貸与資料

- (1) 本市は、本件業務の実施にあたり、受託者に次の掲げる資料を貸与するものとする。  
貸与方法に関しては協議の上、決定するものとする。
  - ・平成30年度 魅力ある夜間景観づくりに向けた調査業務 調査報告書
  - ・令和元年度 魅力ある夜間景観づくりに向けた社会実験等実施業務 報告書
  - ・令和元年度 京都市景観市民会議 報告書
- (2) 受託者は、貸与された資料を破損・紛失しないよう十分注意して取り扱わなければならない。
- (3) 受託者は、貸与された資料を本市の許可無く複製してはならず、また、本業務以外に使用してはならない。
- (4) 受託者は、貸与された資料を本件業務完了後、速やかに本市に返却しなければならない。  
また、写しをとっている場合は、写しも同様とする。